

韓国における保育機関の公共性と保育の質
— 保育政策と実践にみる公共性と「保育の質」の向上への取り組み —

勅使 千鶴

日本福祉大学 子ども発達学部

Public Availability and Quality of Early Childhood Care and Education in Korea

TESHI Chizu

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

わが国では、保護者の要求を取り入れた幼稚園と保育所は公的な保育機関として量的に拡大した。利用者数も増え、今日、認可された幼稚園と保育所に通う5歳児の就園率は96%を超えている。そして、その保育の質を支える保育実践は、保育者（幼稚園教諭、保育士）の尽力で大きく前進している。

しかし、最近、保育に市場原理を導入し、「公的な保育の基盤」を規定している「児童福祉法」、「児童福祉施設最低基準」等を見直し、先進国では当然とされている公的な保育制度を崩そうとする動きがある。

本稿では、日本の動きとは逆とも言える「保育は国家の責任」と位置づけ、幼稚園・保育施設に関わる公的保育を追求する韓国の動向を明らかにする。韓国の最近の実態を知るといふ面のみならず、いくつかの施策から学ぶ点を付言したい。

な機関の内容の充実が求められ、「保育の質の向上」を課題として理論と実践の研究が進められ、今日に至っている。

1992年、スペイン・セビリア市で開催されたヨーロッパ発達行動心理学会で、筆者は「The Quality in Day Nursery Service for Children Under Three in Japan」（金田利子、土方弘子、諏訪きぬとの共同研究）を発表した。他にも保育の質に関わる報告があり、1994年大会のメインテーマが「保育の質」とされた。大会の内容は、1995年4月19日の「パノラマ 保育所の保育の質を考える」と題したBBCの番組内で紹介され、イギリスをはじめヨーロッパに広く「保育所の質の向上のための工夫」として知らされた。同年8月横浜で開催された第21回 OMEP（世界幼児教育・保育機構）世界大会では、「保育の質とカリキュラム」のシンポジウムがイギリスのカーティス、A氏のコーディネートで持たれた。報告はフランス、スウェーデン、スペイン、アメリカ、インド、オーストラリア、アメリカそして韓国からのシンポジストで構成された。ちなみに韓国の李ウオンヤン氏の報告は「子ども中心の教育」の視座から「カリキュラムを質の高い幼児教育・保育にする実践」に焦点を当てた内容であった⁽¹⁾。OMEP 横浜大会を機に、わが国

はじめに

先進国では、1980年以降幼稚園や保育所に当たる保育機関の利用者の数の増大と相俟って公的な性格を有する制度・政策が整備された。そして1990年以降、公的

の保育関係者の間でも「保育の質」に関心が広がった。

出版物としては、1994年、EC（現在のEU）で保育ネットワークづくりに携わっていたロンドン大学のモス、P. とペンス、A. 編『保育施設における質の評価』が出版された。同書は、ヨーロッパ各国の施設・設備、保育者や利用者への聞き取り調査による評価を主たる内容としていた。なかでもデンマークの年長組の子どもへの聞き取り調査は、「保育の質の向上」への新たな視座を提示していた⁽²⁾。2001年にはOECD（経済開発協力機構）が“Starting Strong; Early Childhood Education and Care”を出版した。ここでは、オーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、フィンランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、イギリス、アメリカ合衆国の12カ国の保育政策の動向がまとめられている。なかでも、12カ国の「保育を受ける権利の規定」や「保育料無償の範囲」の記述は、保育の公共化の実態を知ることができる興味深い内容である⁽³⁾。さらに、2006年には“Starting Strong ; Early Childhood Education and Care”が出された。ここでは、社会の変化に対応する新たな提起として、子どもの発達、「親の仕事と生活のバランス」および保育政策を関連させ、保育の質の向上に各国がどのように取り組んでいるかをまとめている。

わが国では、1970年以降、幼稚園や保育所の量的拡大とともに就園率も上昇し、2001年で約92%の4歳児、約97%の5歳児が認可された幼稚園か保育所という公的な機関で保育を受けている⁽⁴⁾。2007年の5歳児の就園率では、幼稚園が約57.2%、保育所は約39.4%で96.6%の幼児が就園している。換言すれば、わが国の5歳児は、入園を希望するほとんどの子どもは、公的な機関で保育を受けることが保障されているといえよう。

保育の質については、幼稚園・保育所で、幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき保育が進められている。そして、子どもに「最善の利益を保障する」ために、公的な研修や自主的な研究で研鑽を積んでいる保育者の努力で日本の保育の質が確保されている。一方、自治体は保育の質の維持のために、毎年保育所を監査し、監督している。地域によっては国から認可された第三者機関により、評価を受けている園もある。幼稚園では2002年に自己評価の実施と結果の公表に努めることが出されている。また、2008年3月には「幼稚園における学校評価のガイドライン」も示された。

2009年4月から、子ども・子育てや社会の変容を勘案し、改訂幼稚園教育要領と改定保育所保育指針の実施が開始される。いずれも告示となる。これらから、保育界は新たな段階で保育課程により「保育の質の向上」が追求され、幼稚園と保育所の施設・設備をめぐる環境の改善および保育内容・方法の「質の向上」に大きく目が向けられ、前進することが期待されている。

しかし、良いことばかりではない。幼稚園と保育所の現場をみると、幼稚園では園児数が減り、空き部屋があるにも拘わらず、一学級の人数規模（35名以下）は減らされず、依然として大規模人数で学級編成が行われている園もある。この実態は、「最善の利益を保障する」には距離があることを示している。もっぱら、教師の努力に委ねられているのがわが国の幼稚園の実情である。施設の基準も基本的には1956（昭和31）年当時のままで、良い環境にあるとは言い難い幼稚園も少なくない。

一方、日本の保育所が公的機関として成立しているのは、児童福祉法と児童福祉施設最低基準および社会福祉法に根拠を置いているからである。ところが、最近、「待機児童の解消」という名の下に、定員の10%から20%、多いところでは25%も超えた子どもが保育所に在籍している。それに伴い保育士の数が増え、施設面積の条件が悪化し、定員の超過が常態化している。経済的に不十分であった1947年に作られた「児童福祉施設最低基準」の「最低基準」を抜本的に変えることなく、むしろ条件が悪くなっているのが実情である。「質の向上」からいえば、「保育の最善の利益」を保障する視座から、保育所の「最低基準」の条件を改善することが求められる。そうした課題があるにもかかわらず、規制改革会議等が待機児童の解消のため規制緩和策を出している。具体的には、児童福祉施設最低基準を見直し、基準に満たない保育所の設置を認めるといふものである。この動きは、長年先人が知恵と力で築き上げてきた日本の公的保育制度を崩そうとする動きである。世界の先進国の保育の公共性の追求の動きとは全く逆の方向を向いていることを指摘しておきたい。

先に紹介したOECDの報告によれば、前述の12カ国のうちチェコ、ノルウェーとアメリカを除いた9カ国では、年齢の違いはあるが多くは保育の権利規定があり、就学前の2年間は保育料を無償としている。希望する子どもの入園が可能となったわが国の5歳児の保育の公共性を勘案する時、「幼稚園・保育所の5歳児保育はこれ

を無償とする」ことの実現が今求められている。人生の最初の幼児期に保育料と共に、保育に掛かる必要な資金を公的に投入することは、結果的に後の教育費の削減にも繋がる。保育に「最善の利益の保障」をするために、公的な資金の導入の大切さを認めている先進国にわが国は学ぶ時期に来ている。

ところで、今回、問題にする韓国の幼稚園・保育施設の研究は、これまで筆者が加わったCOEの「東アジア社会福祉開発研究のなかの日韓における社会福祉開発の共通基盤形成への理論的・実践的研究」⁽⁵⁾の継承として、さらに科研費研究(代表丹羽孝名古屋市立大学)で行っている内容の一端である。

韓国の幼児教育・保育は、日本による植民地の時期、朝鮮戦争の時期の影響等で先進国に比して大きく遅れて進んだ。しかし、国民の民主化運動の動きと経済発展のなかで、1995年以降大きく展開し、現在幼児教育・保育の公共性と保育の質の向上を追求している。

本稿では、韓国の幼児教育・保育の公共化を明らかにし、保育の質の向上の実態を追求する。このことが、日本の最近の保育をめぐる現状を考える一助となると考えるからである。なお、韓国では、一般的に幼稚園で行われる営みを幼児教育、保育施設のそれを保育と呼称して

いる。一方、双方の営みを一括する時には、高齢化および未来社会委員会の出した「育児方案」や韓国育児政策開発センターのように、「育児」という言葉が使用されている。わが国で「育児」という言葉は周知のように別の意味を表すので、ここでは、韓国の幼児教育と保育の双方を示すときには「保育」を使用することとした。

・幼稚園・保育施設の公的保育機関としての拡がり

(1) 幼稚園・保育施設数および園児数の推移

韓国の就学前の公的な機関は、幼稚園と保育施設である。幼稚園は幼児教育法、保育施設は嬰幼兒保育法(乳幼児保育法)に規定されている。保育施設という呼称は、各種オリニジップ(「子どもの家」の意味。日本の保育所に相当)の総称である。個別の園名では、例えば、安山三星オリニジップなどと呼称することが多い。

幼稚園と保育施設は、ともに第二次世界大戦前から存在する。1897年から日本人のために作られた私立幼稚園が釜山はじめ京城(現在のソウル)に設立されている。一方、韓国人のための幼稚園は1913年京城幼稚園(教師は日本人)、翌1914年に梨花幼稚園(教師はアメリカ人)が設置された。保育施設は、1913年鎌倉保育園京

表1 年度別幼稚園・保育施設数および園児数の推移

区分年度	総乳幼児数	幼稚園		保育施設	
		園数	園児数	園数	園児数
1980		901	64,433		
1985		6,242	314,692		
1990		8,341	414,532	1,919	48,000
1995		8,776	529,052	7,166	239,474
2000		8,482	544,721	19,276	686,000
2001		8,329	545,152	20,097	734,192
2002	3,720,013	8,308	550,150	21,267	770,029
2003	3,598,194	8,292	546,531	24,142	858,345
2004	3,497,255	8,246	541,713	25,319	898,533
2005	3,158,538	8,275	541,603	28,040	972,391
2006	3,011,800	8,290	545,812	28,761	989,390
2007	2,880,788	8,294	541,550	30,856	1,099,933
2008	2,828,264	8,344	530,548	32,149	1,583,198

出所：保健福祉部保育課と女性部・女性家族部各年度の『保育統計』。
 韓国教育開発院・教育人的資源部『教育統計年報』2004年、2005年、2006年。
 韓国育児政策開発センター：<http://www.kicce.re.kr/> (2009年1月13日)

城支部が開設される。その後1922年慶北救済会セツルメント託児所が設置された。このように幼稚園と保育施設の歴史は長いが、幼稚園・保育施設の施設数は増えなかった。大きく増加するのは表1のように幼稚園では1985年以降、保育施設では2000年に入ってからである。1998年に金大中氏が大統領になり、保育に大きく目が向けられ、前進した。そして、「女性が働くことと保育の保障を選挙公約」に掲げた盧武鉉氏が2003年大統領に就任してから、保育施設数は増え、親の要求を取り入れ、乳児保育、障害児保育等各種保育事業が進められる。

(2) 幼稚園と保育施設の公的保育機関としての利用状況
 つぎに、幼稚園と保育施設の利用者数について述べる。2008年の利用者数の現状を年齢別に見ると表2の通りである。これを2005年の利用者数と比較すると、5歳児の幼稚園を除いてどの年齢も利用率が増えている。詳細にみると、0歳児は7.6、1歳児が12.8、2歳児は16.4、3歳児が12.4（幼稚園は6.5、保育施設が5.9）、4歳児は12.5（幼稚園が7.8、保育施設は4.7）、5歳児は2.1（幼稚園が-0.4、保育施設2.5）ポイントとそれぞれ増えている。とくに、5歳児で幼稚園と保育施設の利用者を併せると81.0%になっており、特記できる。

ちなみに、2005年10月の日本の保育所在籍の0歳児は47,736人で4.5%、1歳児は210,602人で19.3%である。2歳児になると299,209人で26.8%、3歳児は406,378人で35.4%、4歳児では465,674人で40.0%、5歳児は460,123人で38.9%、6歳児は228,334人で19.3%である（厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」2006年、総務省統計局『国勢調査結果』2006年）。2005年5月の幼稚園の就園率は、3歳児の場合423,770人で36.9

%、4歳児は629,348人54.0%、5歳児は673,402人で56.9%である（文部科学省「学校基本調査」2006年）。3歳児では72.3%、4歳児では94.0%、5歳児では95.8%余が、認可された幼稚園が保育所に就園している。

韓国では、幼稚園が保育施設に通う園児数が増えているとはいえ、とくに4歳児の21.0%、5歳児の19%が、幼稚園にも保育施設にも通っていない実態がある。これらの子どもの多くは、私的な機関である学院（日本の「幼児教室」や幼児を対象にした塾に当たる）に通っている。幼稚園や保育施設より「知的な教育」を受けることができるという理由で学院を選択する親もいるが、なかには学院の方は保育料が安いという理由を掲げる親もいる。この学院の「教育」に対して、幼児教育界では「早期教育の弊害」を指摘し、学院の教育を問題視している人たちもいる。

ところで、韓国の私立幼稚園・民間保育施設に対して国や地方自治体の財政援助が少ないため、一部を除いて、質の低い「施設・設備、保育内容」、「保育者の労働条件の悪さ」が問題になっている。これらの幼稚園、保育施設では定員割れになっている実情もある。

また、韓国の保育施設を規定する嬰幼兒保育法には入園条件として「保育に欠ける」条項はない。一方で、幼稚園には半日制のみならず時間延長制および全日制の保育が行われているため、働く母親の子どもは保育施設のみならず、幼稚園を利用することが可能である。そのため、働く母親の選択肢は比較的多いことから、「本来希望しない園に我慢して我が子を通わせること」は少ないと言われている。以上のことから、待機児童の多い幼稚園や保育施設がある一方で、定員割れを起こしている幼稚園や保育施設がある。そのため、韓国では待機児童を

表2 2008年の幼稚園・保育施設の利用状況（単位：人）（2008年6月現在）

区分	人口	幼稚園	保育施設	小計
0歳	449,027		58,128	58,128 (12.9%)
1歳	439,640		129,629	129,629 (29.5%)
2歳	449,410		239,142	239,142 (53.2%)
3歳	476,281	99,499 (20.9%)	242,18 (50.8%)	341,686 (71.7%)
4歳	490,314	184,178 (37.6%)	203,20 (41.4%)	387,382 (79.0%)
5歳	527,610	246,871 (46.8%)	180,36 (34.2%)	427,231 (81.0%)
小計	2,832,282	530,548 (18.7%)	1,052,65 (37.2%)	1,583,198 (55.9%)

出所：保育施設は、2008年6月30日現在の資料（保健福祉家族部）による。
 幼稚園は、教育統計サービス（<http://cesi.kedi.re.kr/index.jsp>）、教育統計年報。

解消するために新設園の開設だけでなく、従来からある幼稚園や保育施設の質の向上のために評価制度を導入して、改善を図ることに着手している。

保育施設についてみると、一般に「認可保育施設」と言われる民間の保育施設は、日本のそれとは全く異なる。そもそも「保育施設最低基準」などという規定はない。そのため、多くの民間保育施設は、設置者の判断に委ねられ、施設・設備条件が十分でないまま、開設になっていることが少なくない。こうしたなかで、施設・設備の整っていない保育施設に定員割れという現象が起ることが多い。

政府は、定員割れを起こしている保育施設のみならず、現存するすべての保育施設の施設・設備等の「質の向上」を図り、保育施設利用者の満足度を高めるため、2005年に保育施設評価認証制度を導入した。当初は現場の抵抗もあったが、2007年12月現在で、26.6%に当たる8220カ所が、評価認証を受けている。詳しくは - (2) で述べる。

わが国の場合、公立および民間の保育所は申請時に児童福祉法および児童福祉施設最低基準に合致していることが求められる。民間の保育所の場合、法人化されれば、公立と同様に認可保育所として認められ、国や地方自治体から必要な財政援助を受けることができる。このことが、日本の今日の保育所の位置を高く保持している所以である。言い換えれば、公立保育所のみならず民間保育所の施設・設備の一定の基準を保持し、保育士の地位を保全し、保育実践の質の向上に貢献している。

もちろん、現在の「児童福祉施設最低基準」の存在が今日の公的保育制度の基本になっていることを指摘する必要がある。その上で、これは基本線が戦後の早い時期に作られたままの規定である。経済面で高度に発達した今日の日本の状況を勘案し、保育所保育指針の総則にある児童に「最善の利益の保障」をする時、この「児童福

祉施設最低基準」の数値をさらに良い条件に上げることが、いま、求められている。現に「最低基準」より遙かにより条件で保育所の施設・設備を整え、質の良い保育を展開している公立・民間の保育所はわが国にもいくつも存在する。この際「最低」の基準の内容を上げると言った方が正確であろう。とはいえ、韓国の実態から学ぶとき、改めて、児童福祉法と児童福祉施設最低基準の持つ意味の重さを再確認される。いま、規制緩和会議等で無認可の認証保育所のような施設の条件に規制緩和をすることを許す考えが出されることに警戒する必要があることを教えられる。

(3) 幼稚園と保育施設の公的保育機関としての深化の度合い —— 設置主体をめぐって ——

幼稚園・保育施設の数と利用者数の増大は、保育の公共化の度合いを計る上で大切な指標となる。それとともに、幼稚園や保育施設が義務化されていない段階では、それらの設置主体の実態を見るのが求められる。

盧武鉉氏が大統領になった2003年の設置主体数別で見ると、幼稚園では国公立が4,284カ園(51.7%)で、私立の4,008カ園(48.2%)に比して276カ園多い。園児数では私立が425,128人(77.8%)で国公立の121,822人(22.2%)を凌駕している。

4年後の2007年になると、施設数では国公立が164カ園増え、私立では逆に152カ園減っている。園児数で見ると、国公立は3,400人減少し、私立では2,000人減っている。

ちなみに、わが国の2007年の幼稚園では、施設数が国公立5,431カ園(39.6%)、私立は8,292カ園(60.4%)、園児数では国公立が337,679人(19.8%)、私立は1,367,723人(80.2%)である。圧倒的に私学の多いことが判る。幼稚園の数では韓国の方が良い状態にあるが、園児数の実情では、日本と韓国の実情は類似している。

表3 2003年度設置主体別幼稚園・保育施設と児童の数

	幼稚園		保育施設	
	施設数	園児数	施設数	園児数
国公立	4,284 (51.7%)	121,322 (22.2%)	1,327 (5.7%)	104,945 (12.6%)
私立・民間	4,008 (48.3%)	425,128 (77.8%)	22,097 (94.8%)	728,324 (87.4%)
計	8,292 (100%)	546,531 (100%)	30,856 (100%)	833,269 (100%)

出所：教育人的資源部「設立類型別幼稚園現況」2003年。
保健福祉部「2004保育事業報告」2003年6月

表4 2007年度 設置主体別幼稚園・保育施設と児童の数

	幼稚園		保育施設	
	施設数	園児数	施設数	園児数
国公立	4,448 (53.6%)	118,422 (21.9%)	1,670 (5.4%)	117,126 (11.0%)
私立・民間	3,846 (46.4%)	423,128 (78.1%)	28,153 (94.6%)	945,289 (89.0%)
計	8,294 (100%)	540,561 (100%)	30,823 (100%)	1062,415 (100%)

出所：教育人的資源部「設立類型別幼稚園現況」2008年。
 韓国保健福祉家族部：<http://www.mw.go.kr/> (2009年2月7日)

私立幼稚園の親の教育費にかかる負担が大きいことから、教育の公共性という点で課題が残ることを指摘したい。

つぎに、保育施設の場合を見る。現行の嬰幼兒保育法に規定された保育施設の種別は、国公立保育施設、法人保育施設、民間保育施設（法人外保育施設、個人保育施設）、父母協同保育施設、家庭保育施設、職場保育施設に区分されている。本稿では、わが国の保育状況と比較する際の便宜上から、国公立保育施設以外は民間保育施設と呼称することを断っておきたい。

さて、2003年の保育施設では国公立が1,327カ園(5.7%)、民間は22,097カ園(94.8%)で圧倒的に民間が多い。園児数では国公立保育施設が104,945人(12.6%)に対し、民間保育施設は728,324人(87.4%)である。園数5.7%に比して園児数が12.6%で、国公立の園児の収容率は少し高いが、やはり民間の保育施設が圧倒的にその責任を負っている。2007年になると盧武鉉大統領の政策の成果が数値として現れ、国公立の保育施設は164カ園増え、民間では6,066カ園増加した。園児数では、国公立が12,181人、民間では216,965人にも増えている。とはいえ、前述のように、施設数も園児数も圧倒的に民間が多い。ここで、断っておくが、韓国の保育施設で国公立という場合、幼稚園のような国立の施設が存在する訳ではない。国および地方自治団体が共に補助金を出していることから、国公立と表示しているのである。付言すれば、韓国の国公立保育施設の保育教師の身分は、公立幼稚園教諭や日本の公立保育園保育士とは異なり、地方自治団体の公務員ではない。従って、自治体内の国公立保育施設間の人事異動は行われない。保育教師については、別の機会に述べることとしたい。

話を戻して、日本の場合、2006年の保育所数は公立が11,510カ所、民間は11,210カ所で公立が300程多い。一方、園児数は公立が980,390人、民間は1,137,961人で、公立では園児数が定員に達していない分、民間よ

り157,571人少ないことが判る⁽⁶⁾。しかし、日本の場合、前述のように認可園であれば、公的資金の導入があり、保育料は公立も民間も同額である点を注視したい。また、公立も民間も施設・設備の基準や保育士の給与等は両者が同等か、そんなに差は無いのが現状である。その意味では保育所も公立・民間ともに公的機関といえよう。

一方、韓国の保育施設は、児童福祉法、嬰幼兒保育法に根拠しているが、前述の如く児童福祉施設最低基準に当たる法律はない。そのため、民間保育施設の多くは施設・設備が十分でないうえに、国や地方自治体からの財政援助が少ない。さらに、保育教師（日本の保育士に当たる）の給与条件、労働条件は悪く、平均勤務年数は短い。保育施設や保育教師が個別に努力している様子が視察で窺い知ることができた。それと共に、そこに大きな限界を見た。韓国の保育施設が2000年以降大きく増加したとは言え、保育施設を公共性の視座から見ると、ここがアキレス腱となっていると言えよう。

公的な保育機関としての幼稚園・保育施設の法的な位置づけ

(1) 幼児教育法と嬰幼兒保育法にみる「公共性」の位置づけ

2004年1月、15年ぶりに保育施設の法的な根拠となる嬰幼兒保育法（乳幼兒保育法）が改定された。それと同時に幼稚園の法的根拠となる単独の幼児教育法が新たに制定された。双方は、翌2005年1月から施行されている。わが国の保育所は児童福祉法、幼稚園は学校教育法に法的な根拠があるが、周知のように、それぞれの単独法ではない。韓国の保育施設と幼稚園が公的保育機関として広く存在を国民に認知される意味で嬰幼兒保育法の改定と幼児教育法の制定は意義深い。その上で、双法の公共性の深化度を確かめるため、少し長いがそれらに関わる事項を表にする。

表5 幼児教育法と改定嬰幼兒保育法にみる公共化に関わる部分の比較

	幼 児 教 育 法	嬰 幼 児 保 育 法
目 的	<p>第1条 (目的)</p> <p>この法は、教育基本法第9条の規定によって幼児教育に関する事項を定めることを目的とする</p> <p>教育基本法9条 (学校教育)</p> <p>幼児教育、初等教育、中等教育および高等教育を実施するための学校を置く。</p> <p>学校教育は公共性を有し、学生の教育の他に学術と文化的伝統を維持・発展させて住民の平生教育のために努力しなければならない。(以下3、4は省略)</p>	<p>第1条 (目的)</p> <p>この法は、乳幼児を心身の保護と健全な社会の成員へ育成すると同時に、保護者の経済的・社会的な活動を円滑にすることで家庭福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
定 義	<p>第2条 (定義)</p> <p>この法で使用する用語の定義は次の各号の通りである。</p> <p>幼児とは、満3歳から初等学校就学前までの子どもをいう。</p> <p>幼稚園とは、幼児の教育のためにこの法によって設立・運営される学校をいう。</p> <p>保護者とは、親権者、後見人又はその他の者で幼児を保護する者をいう。</p> <p>半日制とは、1日3時間以上5時間未満の教育課程をいう。</p> <p>時間延長制とは、1日5時間以上8時間未満の教育課程をいう。</p> <p>全日制とは、1日8時間以上の教育課程をいう。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>この法で使用する用語の定義は次の通りである。</p> <p>乳幼児とは、6歳未満の就学前児童をいう</p> <p>保育とは、乳幼児を健康で安全に保護・養育し、乳幼児の発達の特性に適合した教育を提供する社会福祉サービスをいう</p> <p>保育施設とは、保護者の委託を受け、乳幼児を保育する施設をいう。</p> <p>保護者とは、親権者、後見人、その他の者で乳幼児を現在保護している者をいう。</p> <p>保育施設従事者とは、保育施設で乳幼児の保育、健康管理及び保護者との相談、その他に保育施設の管理・運営等の業務を担当する者で、保育施設長及び保育教師とその他の従事者をいう。</p>
理 念	<p>幼児教育法の上位法である教育基本法第2条 (理念) による。</p> <p>教育は、弘益人間の理念の下すべての国民が人格を陶冶し、自主的生活能力と民主市民として必要な資質を身につけさせ、人間らしい生活を営むようにし、民主国家の発展と人類の共栄の理念を実現することに寄与することを目的とする。</p>	<p>第3条 (保育理念)</p> <p>保育は、乳幼児の利益を最優先的に考慮し提供されなければならない。</p> <p>保育は、乳幼児が安全で快適な環境で健康に成長できるようにしなければならない。</p> <p>乳幼児は自身又は保護者の性・年齢・宗教・社会的身分・財産・障害及び出生地域等によるどのような差別も受けないように保育されなければならない。</p>
保 育 政 策 調 整 委 員 会 幼 児 教 育 ・ 保 育 委 員 会	<p>第4条 (幼児教育・保育委員会)</p> <p>1. 幼児教育法及び嬰幼兒保育法第2条の規定による保育に関する次の各号の事項を審議するために国務総理所属下に幼児教育・保育委員会を置く。</p> <p>幼児教育及び保育に関する基本計画 幼稚園及び保育施設間の連携運営 その他委員長が付議する事項。</p> <p>2. 第1項の規定による委員会は委員長を含む11名で構成され、委員長は国務調整室長とし、委員は次の各号の者とする。</p> <p>教育人的資源部長官、保健福祉部次官、女性部長官及び企画予算局次官。 人的教育資源部次官、保健福祉部次官及び女性部次官が推薦し、国務調整室長が委嘱する幼児教育界、保育界及び女性界を代表する各2名。</p> <p>3. 第1項の規定による委員会の構成及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第5条 (保育政策調整委員会)</p> <p>1. 保育政策に関する関係部署間の意見を調整するために国務総理所属の下に保育政策調整委員会を置く。</p> <p>2. 保育政策調整委員会は次の各号の事項を審議・調整する。</p> <p>保育政策の基本方向に関する事項。 保育関連制度改善と予算支援に関する事項 保育に関する関係部署間の協力事項。 その他委員長が付議する事項。</p> <p>3. 保育政策調整委員会は委員長を含む12名以内の委員で構成され、委員長は国務調整室長とし、委員は次の各号の者とする。</p> <p>教育人的資源部長官、保健福祉部長官、労働部長官、女性部長官及び企画予算局次官 第1号委員に加えて委員長が委嘱する保育界、幼児教育界、女性界、社会福祉会、市民団体及び保護者を代表する者各1名。</p> <p>4. 保育政策調整委員会の構成及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>

研究機関	<p>第6条 (幼児教育振興院)</p> <p>1. 国家及び地方自治体は幼児教育に関する研究と情報提供、プログラム及び教材開発 幼稚園教育及び評価を担当する幼児教育振興院を設置するか当該業務を教育関連研究機関等に委託することができる。</p> <p>2. 第1項の規定による幼児教育振興院の設置、運営及び委託等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第8条 (保育開発院)</p> <p>1. 保健福祉部長は保育に関する研究と情報提供、プログラム及び教材開発、評価尺度開発及び従事者研修等の業務のために保育開発院を設置するが、当該業務を関連研究機関等に委託することができる。</p> <p>2. 第1項の規定による保育開発院の設置、運営及び委託に関して必要な事項は大統領令で定める</p>
無償教育・無償保育	<p>第24条 (無償教育)</p> <p>1. 初等学校就学直前1年の幼児教育は無償とし、大統領令が定めるところによって順次実施する。</p> <p>2. 第1項の規定による無償教育に必要な費用は国家及び地方自治体がこれを負担し、幼児の保護者に支援することを原則とする。</p> <p>3. 第2項の規定による支援方法等に関して必要な事項は人的教育資源部令で定める。</p>	<p>第35条 (無償保育の特例)</p> <p>1. 初等学校就学直前1年の幼児および障害児に対する保育は無償とし、大統領令が定めるところにより順次実施する。</p> <p>2. 第1項の規定による無償保育実施にかかる費用は大統領令が定めるところにより国家及び地方自治体が負担又は補助しなければならない。</p> <p>3. 第12条後段の規定に拘わらず、国家及び地方自治体は第1項の規定による無償教育を受けようとする幼児及び障害児を保育するために必要な保育施設を設置・運営しなければならない。</p>

幼児教育法 (法律第 7120 号)

嬰幼兒保育法 (法律第 7153 号)

つぎに、保育機関としての公共性の視座から幼児教育法と改定嬰幼兒保育法をまとめると、以下の通りである。

第一に、目的条項に「公共性」が謳われていることである。

幼児教育法は目的条項で、その上位法である教育基本法第9条を掲載し、幼稚園教育は「公共性」を有していると規定した。一方、嬰幼兒保育法では、「保護者の経済的・社会的な活動を円滑にすることで家庭福祉の増進に寄与する」ことを前提とし、「乳幼児を心身の保護と健全な社会の成員へ育成」することを目的としている。換言すれば、この項は、保護者の要求に応じて子どもの「心身の保護と健全な社会の成員へ育成」するという、本来の保育の普遍性を示している。すなわち保育の「公共性」を有しているといえよう。

第二に、保育機関の公共性を保障するために「保育の質の向上」を目指して幼児教育行政と保育・女性福祉行政との結合のあり方が条文に示されている点を指摘したい。すなわち、両法の目的にあるように、幼稚園は学校の一種、保育施設は「子どもの育成とともに家庭福祉の増進に寄与する」所、と別々な位置づけである。とはいえ、同年齢の子どもが対象となる公的な保育機関(幼稚園・保育施設)で受ける保育は、水準の点でも内容の点でも、ともに「同じ」であることが求められている。しかし、実態として幼児教育・保育界では、研究者、保育者(幼稚園教師、保育教師)、行政担当者を含め、幼稚

園と保育施設関係者の間で葛藤がある⁽⁷⁾。こうした理念と実態との間にある問題点を解決する策として、国務総理所属下に「幼児教育・保育委員会」の設置を規定した。なお、この委員会で行う事項は、「幼児教育及び保育」に関する基本的な計画や幼稚園及び保育施設間の連携を持つ運営等である。2009年2月現在では、「規定」の段階に留まり、この委員会は未だ設置されていない。しかし、法律に規定があれば、要望により委員会を設置することが可能となる。そこに意義を見いだしたい。

第三に、保育の公共性の内実の深化を追求するための研究機関の設置規定がある点を指摘したい。表5にあるように幼児教育法(6条)では「幼児教育振興院」を設置するか「当該業務を教育関連研究機関等に委託することができる」としている。一方、嬰幼兒保育法(8条)は、「保育開発院」を設置するか「当該関連研究機関に委託することができる」と規定している。この規定を実現すべく「保育開発院」設置の提案が出されたが、結果として、「育児政策開発センター」が開設された。

このセンターは、幼稚園と保育施設の双方の政策・計画・運営方案等を明らかにすることを目的とした国立の研究機関である。センター長は、全国から公募され、初代のセンター長に李玉(イ・オク)徳成女子大学教授が選出された。育児政策開発センターは、もともと幼稚園と保育施設に関わる内容をすすめることであったが、後述の理由でどちらかと言えば保育施設の問題解決に多

くの力が注がれた。その理由とは育児政策開発センターの管轄機関が女性家族部であること、幼稚園に比較して保育施設に関わる事業が相対的に遅れていたことからである。とはいえ、同センターの設立は、幼児教育法と嬰幼兒保育法に「研究機関の設立」が規定されたからであり、幼稚園と保育施設が公的な機関として認知されたことの反映と言えよう

第四は、5歳児の教育・保育料が無償であると明記している点である。

幼児教育法も嬰幼兒保育法にも「初等学校就学直前1年の保育・教育費を順次無償とする」ことが規定された。これは1で述べたように経済的に見て先進国とされる多くの国で実施されているように、保育・教育費が無償となることは、小・中学校が義務化で無償となっていることと同等になったことを意味する。その意味で幼児教育法の24条と嬰幼兒保育法の35条条項の意味は大きく評価できる。ただし、現段階では就学前の全員の子どもが対象とはならず、国の財政状況を勘案し、教育・保育料が無償となる子どもの対象は限られている。ちなみに、2007年は「低所得層と農村地域」の幼稚園および保育施設を利用している5歳児と障害を持つ子どもが保育料・教育費の無償の対象となった。今後、教育費・保育料の無償化がどのように拡大するか注目したい。なお、日本では、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）の保育料は0円であり、保育料を軽減している自治体はあるが、保育料・授業料の無償化については一部で話題にされているに過ぎず、まだ、本題にはなっていないのが現状である。

(2) 保育政策にみる公共性の追求

幼児教育法と嬰幼兒保育法には保育の質の向上を図るために、各種の補助金を支出することが規定されている。

幼児教育法では、26条の で「国家及び地方自治団体は、第25条第1項の規定による無償教育対象幼児でない幼児のなかで国民基礎生活保障法の規程による受給権者と大統領令が定める低所得層子女の幼児教育に必要な費用の全部又は一部を予算の範囲内で負担し、幼児の保護者に支援することを基本とする」ことを定めている。

では「国家および自治団体は大統領令が定めるところによって私立幼稚園の設立及び幼稚園教師の人件費等、運営の所用経費の一部又は全部を補助する」とある。さらに、27条では、全日制運営経費等に対する支援をす

る、とある。

嬰幼兒保育法では、34条で「国家又は地方自治団体が国民基礎生活保障法による受給者と、保健福祉部令が定める一定所得以下の世帯の子女等の保育に必要な費用の全部又は一部を負担しなければならない」としている。この点は、保育施設が児童福祉施設の一つとして位置づけられれば当然のことである。35条では「国家又は地方自治団体は大統領令に定めるところにより保育施設の設置、保育教師の人件費、超過保育運営経費、保育情報センターの設置・運営・保育施設従事者の福祉増進、脆弱保育（注：乳児・障害児等に対する保育 - 筆者）の実施等保育に必要な費用の全部又は一部を補助する」と規定している。さらに職場保育施設と職場保育施設以外の保育施設の運営費に対しても租税特例制限法を定めることにより課税対象から外されることが定められている。

補助する内容を幼児教育法と嬰幼兒保育法に規定されていることは、現時点で不十分であるにせよ、その後実現できる可能性を持つことから、意義深い条項と言える。

そのうえで、韓国では民間保育施設でも社会福祉法人およびそれ以外の法人として認可された保育施設も公立とほぼ同じように公的な資金の配分を受けるようになった。しかし、それ以外のおよそ85%の民間の保育施設は少額の公的な資金の配分しか得ることができていない。

そうしたなか少子化が進み、盧武鉉政権下、2003年以降幼稚園と保育施設関係の諸経費への補助が増えた。2004年、高齢化および未来社会委員会の「未来の人力養成および女性の経済活動参与拡大のための育児支援政策方案」⁽⁶⁾が出された。ここには、韓国の幼稚園・保育施設の現状を総括し、今後のあるべき基本的な「育児支援」の方案が述べられている。翌2005年には同委員会「第二次育児支援政策方案」を出し、これを基礎にして女性部（2005年6月女性家族部に改称）と教育人的資源部が「育児政策5カ年計画 セサク（新芽の意味）プラン」を出した。

合計特殊出生率が2000年に1.47であったのが、2005年には1.08に下がり、「低出生率の向上」に向けて保育政策に大きな期待が寄せられ、施策が出される。2006年には、韓国女性団体連合、韓国保育施設連合会、女性家族部父母モニタリング団、全国保育労働組合、韓国保育学会、育児政策開発センターの保育六団体と保育研究者が参加し、セサクプランについての公聴会が開かれた。

公聴会で出された意見をもとに女性家族部が正式に「セサクプラン 第一次中長期保育計画 2006 - 2010年」を出した。

この内容の詳細は、拙稿「少子化と子育ての社会的支援の現状」⁽⁹⁾に譲ることにするが、ここでは、公共性に関わる点についてまとめておく。

第一には、公的保育の基盤をつくることとして、つぎの三点を述べている。中長期需給計画による保育施設の拡充を行うこと、国公立保育施設を拡充すること、基本的補助金制度を導入すること、である。基本的補助金制度については、後述するが、の項目は前述の如く韓国の保育を公的機関で行う際の基本である。

第二は、利用者が利用しやすいように、父母の育児負担を軽減することを挙げている。その内容としては保育費用の支援の拡大、乳児保育の活性化をすること、働く父母に対する支援の強化、等である。

第三は、利用者の拡充として多様な保育サービスを提供することを提案している。具体的には、利用時間を多様にする、障害児保育の活性化、農漁村における保育サービスの拡大、包括的保育（注：低所得者層の子どもを対象とした保育 - 筆者）サービスと父母協同保育施設を活性化する、等を提示している。

第四は、公的保育の質の向上のため、子ども中心の保育環境に助成を行うと提示している。具体的には、保育施設の環境を改善する、健康・栄養・安全管理を強化する、保育人材の専門性の向上と処遇を改善する、標準保育課程の制度化とプログラムの開発をする、という内容であった。

こうした計画のなかで、2002年の保育予算は4,790億ウォンから2006年には2兆381億ウォンになり、この間、年平均43.6%も増加している。幼児教育予算は、2002年では3,347億ウォンから2006年には8,860億ウォンで、年平均27.5%増えている⁽¹⁰⁾。その結果、の表1で示したように、特に保育施設数や就園率が上がった。また、人件費等も以前よりは補助されるようになり、施設の改善の一助となっている。

(3) 補助金制度改革の持つ意味

——「公共性」と「質の向上」の追求——

高齢化および未来社会委員会の「育児方案」(2004年)では、3歳以上の子どもが利用する幼稚園と保育施設はともに公的な保育機関であると位置づけた。しかし、実

際、一般的には3歳以上の場合、幼稚園の方が保育施設より良い保育条件にある、と言われている。

そのうえで、保育施設の実情をみると、国公立と民間の保育施設では補助金の格差は大きい。国公立保育施設は、わが国と同じように国と自治体からの補助金と等差制(等級別)の保育料で運営している。その点で、国公立保育施設の施設・設備、保育教師の地位は確保され、保育の質の維持・発展に役割を果たしている。一方、民間の保育施設には一部の職場オリニジップ⁽¹¹⁾を除き、施設・設備及び人件費等の条件は悪い状況にある。ちなみに法人立保育施設を除く民間保育施設は前述のごとく全体の85%(2007年現在)も占めている現実がある。

こうしたなかで、この状態を改善するために、2005年高齢化および未来社会委員会は「第二次育児方案」を出し、その中で基本補助金制度を打ち出した。基本補助金制度の実施に備え、基本的な考え方を4点打ち出している。育児支援サービスの質を向上させるため、費用は適正な水準のサービス提供が出来るところまでに引き上げること、育児支援サービスの改善のための費用の引き上げは低所得層および中産階層の家庭に負担をかけない、同一年齢の1人当たりの子どもの投入される保育費用及び保護者の負担する保育料でなければならない、基本補助金の支援で政府の保育財政の急激な増加が予想される。政府負担の緩和のため、基本補助金の支給水準を年次的に拡大するという基本線を堅持し、2006年から基本補助金モデル事業を始めた。

ところで、基本補助金制度とは、親の保育料と標準保育費との差額に利用者数を掛けた金額に対して政府が民間保育施設に補助する仕組みである。親の保育料の金額は日本の保育料の考え方と同じで、親の収入に応じて決められる。標準保育費は、施設・設備、人件費等実際の保育に掛かる費用である。ただし、施設・設備費は「建築費、建物修繕維持費に区分し、耐久年数30年を基準にして算出し、野外遊戯場設置費はほぼ幼稚園と同じ水準で設定」している⁽¹²⁾。標準保育費用の額は、政府支援施設(国公立および社会福祉法人保育施設)の子ども1人当たりの保育費用と同額水準となった。

基本補助金のモデル事業は、大都市から大田市西区、中都市から京畿道平澤市そして農村地域から海難郡の保育施設が選出された。これらのモデル事業の保育施設はつぎの8点を満たす条件を持つこととされた。少し長いですが、その内容を見ると、多くの保育施設では逆にこれら

の条件が十分でない実情が読み取れるので、ここに掲載することにした。

保育施設の保育教師全員が4大保険（国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険）に加入していること。自治団体長の定める保育教師の最低報酬基準を遵守していること。自治団体長の告示した保育料水準を遵守していること。定員および保育教師の受け持ち児童数を遵守していること。保育施設財務会計規則による会計管理施設であること。保育行政電算網を利用していること。2005年の保育施設評価認証を通過し、2006年、2007年（1期）の保育施設評価認証に参加した施設であること。基本補助金の20%以上を保育教師の報酬の引き上げに使用していること⁽¹³⁾。

基本補助金制度は、まとめると民間保育施設の「保育の質の向上」をめざし、さらに2010年までに従来からある国公立保育施設および社会福祉法人立、社会福祉以外の法人立保育施設の利用者の保育料の同一化を考えたものであった。「同一化」させることにより、利用者に公平性を与え、運営者間の公正な競争を導くことを目的にしていた。

実際の基本補助金の支援は、まず3歳未満児の保育を行っている民間保育施設のなかの法人外保育施設と個人保育施設から始められた。満3歳以上の保育をしている法人外保育施設および個人保育施設と私立幼稚園に対する基本補助金の支援については、モデル事業の結果をみて行われるという。モデル事業の成果の基準は「保育の質が向上しているか」、「保育料は下がったか」、「保育教師の処遇改善がされたか」等である⁽¹⁴⁾。

これらの基本補助金制度は、毎年のある園児数によって補助金の金額は異なり、運営面からは安定性に欠けるところがある。勿論、現状では補助金が少ないため、基本補助金が出るこの意味は大きい。ちなみに、2007年の基本補助金制度では、親の支出する保育料の額は2006年以前と変わっていない。保育施設の保育条件を改善することに使われている、と推察される。

保育施設の公共性の視座で基本補助金制度をみると、公的資金援助が利用者の公平感を持って受け取られ、運営者に国公立と民間とに差のない公正さがあることが求められる。その意味で、現実をみると、基本補助金は、公共性の点でまだ十分な体制が取れていない民間保育施設が対象であることと、限られた財源から支出することになっている。そのことを考えると、限られた5歳児の

保育料・教育費の無償に使われる財源やその他各種補助金を配分して部分的に改善することを廃止し、すべての補助金をひとつの「民間保育施設補助金」としてまとめることである。すなわち、その「民間保育施設補助金」は、国公立保育施設の補助金制度と同じシステムとなり、国公立以外の保育施設に補助金を出さず制度の確立となる。そうすれば、公的な資金を利用し、国公立、民間ともに公的な保育機関、保育施設の公共性の保障となるのではないか。公的資金の援助は、個別利用者に配分するのではなく、保育機関に援助することで、公共性を支える根本的な基盤を造るのである。その視座で基本的補助金制度をみると、部分的な改善としかいえないのではないか。

韓国の民間のなかでも社会福祉法人とそれ以外の法人化された保育施設にはかなりの補助金が出され始めている。その点から言えば、現存の各種民間保育施設を社会福祉法人や他の法人立に移管させることが先決である。

わが国では、戦後から1970年半ば頃までに法人外の民間保育所を社会福祉法人に移管させるために、関係機関で多大な努力が積み重ねられてきた。その結果、今日の日本の公的保育制度が名実共に実現されたのである。韓国でも、民間保育施設の多くを社会福祉法人に移管させるためには多大な労力と時間が必要であることは容易に推察される。しかし、この点を越えることができるならば、民間保育施設を有効に利用し、名実ともに保育施設の公共性を広げる制度の確立ができる。さらに、それぞれの保育施設の質的な改善も可能となり、長い目で見れば、限りのある財源を有効に使うことになる。

その意味で、繰り返しになるが、様々な補助金と基本補助金の制度を継続するよりは、多くの民間保育施設を社会福祉法人化し、新しい「民間保育施設補助金制度」を確立することの方が、保育施設の公共性を有効に確保できるし、財政の効率化を図ることができる。そのためには、早急に民間保育施設を社会福祉法人保育施設に移管するに必要な条件を整備することである。

このように韓国の実情を追究する時、翻って日本の保育を見直すと「待機児童の解消のための規制緩和」の名の下に「優れた日本の保育制度を壊そうとする動きを止めさせること」がわれわれの保育機関の公共化を守るための課題であることを痛感させられる。

・ 保育の質の向上への取り組み

—— 保育内容政策と保育実践

(1) 2007年幼稚園教育課程と標準保育課程

—— 公共性と質の向上を求めて ——

幼稚園の保育内容・方法の国家水準を示す第6次幼稚園教育課程が2007年12月に改定され、教育人的資源部から「2007年幼稚園教育課程」として公示された。今回から、公示される年の年号を「幼稚園教育課程」の名称の冠に付けることになった。保育施設の方は2007年6月に女性家族部から初めての国家水準を示す「標準保育課程」が公示された。標準保育課程は、『総論』と各論として年齢別の『保育内容と教師指針』（全6巻）と『障害児保育のプログラム運営マニュアル』（1巻）で構成されている。年齢毎の保育プログラムと障害児保育プログラムは、カラーの写真付きで保育のしかたの例示をしている。

2007年幼稚園教育課程（以下幼稚園教育課程という）と標準保育課程はともにCD-ROMが作成され、全国の幼稚園や保育施設に配付された。幼稚園教育課程と標準保育課程の編成委員会には、双方に所属する委員がいて、両課程の内容の共通性が追求された。

つぎに、幼稚園教育課程と標準保育課程⁽¹⁵⁾の内容を公共性と保育の質の向上の視点で概観したい。

1) 幼稚園教育課程の内容

幼稚園は「21世紀一息情報化時代を主導する」教育を行い、初等教育との連携を勘案し、「知識創出と人間性の回復と自然環境の問題の解決などを成り立たせなければならない」としている。とくに、幼稚園では「人間と自然を尊重し、愛する国民の育成」を基本方向として、教育課程が作成されている。今回の幼稚園教育課程の改定に当たった基本的な考え方⁽¹⁶⁾が「保育の質」を考える上で、さらに日本の保育課程との違いを見る上で大きな意味があることから、少し長いがここに列挙する。

人間を尊重し、自然を愛する世界観を基底とする。領域別教育内容と教育方法が知識と概念教育に偏重せず、生活と関わる内容、生活を通した方法で構成する。

教育課程に必ず含まなければならない核心的な内容だけを精選し、論理的に体系化し、構成する。

教育課程の領域は第6次教育課程の領域区分を継

承して健康、社会、表現、言語、探求の5つの生活領域で提示する。

教育内容は、 の水準で提示する。但し、共通水準は 水準の内容が 水準まで継続されることを示している。

わが伝統文化の長所を全教育課程領域で強調し、世界文化を理解し、受容する内容と相互によく融合するようにする。

基本生活習慣と創造性は適用可能な全ての領域で強調して構成する。

社会変化に対応して半日制、時間延長制、全日制等多様な教育課程の運営が可能となるようにする。

幼児の性、宗教、家族背景、身体的特性、民族の背景による偏見を持たないように構成する。

幼児教育法制定の趣旨に対応し、幼児対象の学校である幼稚園で提供する教育のアイデンティティーを確固たるものとするようにし、上級学校との間の連携を図るよう構成する。

以上に見るように、 と の項目は、義務教育で目指されている教育目標と共通する内容で、教育の公共性と相通ずるものがある。 は、従来韓国の学校教育や保育機関で民族文化を教材に取り入れているが、今回はそれをさらに拡大する内容にしている。とくに、就学前の保育の段階では、すでに行われている民族音楽や伝統あそび等という分野に限るのではなく、広く教育課程で民族文化と世界文化の融合を図るとしている。韓国では植民地時代の保育からの脱出後、韓国独自の保育ではなく勢い欧米の保育文化・理論研究の追求に傾き、それらの理論を実践へと展開させていった。そのことの総括から、今回の幼稚園教育課程では「世界文化を理解し、受容」し、韓国独自の文化と融合させて教育課程を編成することが考えられた。さらに、 では小学校との連携を勘案し、幼児教育のアイデンティティーの追求が述べられている。もともと韓国の幼稚園は学校の種類と位置づけられているが、これまでは小学校との連携はほとんどされていなかった。今回の教育課程で連携を持ち、さらに公的保育機関の公共性を追求しようとする内容と読み取れる。

幼稚園教育課程の具体的な内容は、註に掲載した参考文献に譲るが、つぎに幼稚園教育課程にある「追求する人間像」について述べておく。幼稚園でどのような子ども

もに育てるのは、公共性を追求する点で意味がある。ちなみに幼稚園教育課程に当たる日本の幼稚園教育要領や保育所保育指針には子ども像は見られない。

追求する人間像は、「2007年幼稚園教育課程」の冒頭に、教育基本法第2条（教育理念）「教育は公益人間の理念のもとに全ての国民をして人格を陶冶し、自主的生活能力と民主市民に必要な資質を身につけさせ、人間らしい生活を営み、民主国家の発展と人類共栄の理想を実現することに貢献することを目的とする」を掲載した後に述べている。具体的には、つぎの5点である。

全人的な成長の基盤の上に個性を追求する人間、基礎能力を土台に創造的な能力を発揮する人間、幅広い教養を土台に進路を開拓する人間、自分たちの文化に対する理解を土台のうえに、新しい価値を創造する人間、民主市民意識を基礎に共同体の発展に貢献する人間、である。

ここに列挙している人間像は、幼児に限らず全世代に通じる、韓国の追求する人間といえる。その点で、韓国の保育関係者の間に哲学があり、「保育を公共性の高い内容にしたい」という様子が伝わってくる。

ところで、幼稚園教育課程には教育課程の評価と質管理の項目を設定している。具体的には、国家水準として「教育課程の質管理のために周期的に教育課程の編成・運営に関する評価」と「多様な評価方法と手続き、道具等を開発して幼稚園に提供する」ことを述べている。一方、幼稚園教師は「a) 教育内容が日常生活とあそびの中で統合的に編成・運営されているか、b) 教授・学習方法が幼児の興味と活動の特性に適合しているか、c) 教育環境及び教育活動の資料が活動の主題、活動内容、幼児の発達特性、教育活動の効率性等を考慮して構成されているか、d) 評価結果はつぎの学年度の教育課程編成・運営に反映する」と書かれている。

幼稚園教育課程は公示であるが、教育課程を現場の教師が適用しやすいように国の段階で質管理をする仕組みが考えられている。教師の方には、実践に沿って質管理をするために点検項目が明らかにされている。その内容は「管理主義」ではなく、現在の保育研究と教師の実践の状況を反映している内容と言えよう。この点は、教師の意欲を引き出す点と「質の向上」に繋げる点から大切な視点と言える。

2) 標準保育課程の内容

標準保育課程は、冒頭でその性格をつぎの三点にまとめている。

標準保育課程は、第一に、嬰幼兒保育法第29条第2項および第4項により、同法施行規則第30条に規定されているもので、保育施設の乳幼児の保育目的と目標を達成するための国家基準の保育課程であり、保育施設で運営されるべき普遍的保育内容の提示といえよう。

第二に、標準保育課程は、満6歳未満の乳幼児が身につけねばならない、望ましく、適切な態度と価値、知識と技術を含み、乳幼児が潜在力を最大限に発揮し、完全な大人へと成長できるようにする。

第三は、標準保育課程運営を通じ、保育環境の質を高め、教師の役割を強化し、父母、家族、地域社会と協力することを意図している。また、標準保育課程は乳幼児と保護者の性、年齢、社会的身分、財産、障害、出生地域、民族背景等によって差別されることなく運営する。

標準保育課程の編成委員には、幼稚園教育課程の委員を兼ねている人が少なくない。そのため、具体的な保育内容では3歳以上については同じような内容を目指しているが、基本的な性格については依って立つ法律の違いで、表現が異なっている。

第二に書かれていることは、乳幼児が大人に育つために必要な力をつけることで、普遍性があり、公的な保育機関ならではの目標といえる。第三は、保育教師の役割を強め、「父母、家族、地域社会と協力することを意図し」、公的保育機関の保育をすることがめざされている点、意義深い。標準保育課程には、「追求する人間像」の記述はない。

具体的な内容の詳細は、註に掲載した文献を参照されたい。ここでは、標準保育課程の内容のまとめをするとつぎのようである。

「乳幼児の全人的な成長を意図するための健康・安全・正しい生活態度を育てる基本生活、肯定的に身体を認識し、基本運動能力を育てる身体運動、肯定的な自我概念を形成して一緒に生きていく能力を育てる社会関係、言語生活の基礎となる聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと的能力を育てる意思疎通、探索および問題解決能力を育てる自然探求、そして芸術的要素を経験して楽しむ芸術経験等の六つの領域で成り立っている」とある。

標準保育課程も幼稚園教育課程と同じように評価につ

いて、第4章でつぎのようにまとめている。

保育課程についての評価は、保育目標の達成程度、保育内容と教授・学習方法の適切性等に対する情報を提供し、乳幼児の発達および成就程度を知らせるものである。従って、保育施設は保育課程に対する定期的な評価を通じて、保育の質的水準を向上させ、乳幼児の全体的な発達水準を把握できるようにする。

上記の内容に沿って、保育課程に対する評価と乳幼児に対する評価は、つぎの4点にまとめられている。

保育課程の質管理のために、各保育施設で周期的に保育課程構成と運営に関する適切性と実効性を評価する。

保育課程の総ての内容を包括的に評価する。

乳幼児の発達水準、興味、要求に適合した経験及び学習を促進することができる多様な活動と教授・学習方法が計画され、統合的に運営されているかを評価する。

評価結果は、次年度の効率的な保育課程樹立および運営に反映させる。

乳幼児に対する評価では、つぎの4点を挙げている。

乳幼児の全般的な発達特性と程度を評価する。

乳幼児の成長変化を質的で総合的に記述されたものを総体的に評価する。

観察記録、作品分析、父母面談等多様な評価方法を使用し、乳幼児自身のみならず、乳幼児を取り巻く総体的な環境を含んで評価する。

評価結果は、乳幼児全人的な成長、生活記録簿の作成、父母との面談資料に活用する。

標準保育課程の性格は、幼稚園教育課程と同様公示である。しかし、全国の保育教師に保育課程を広く活用されるために評価項目を列挙している。この評価項目を見る限り、幼稚園教育課程と同様「管理主義」に陥る内容とは言えないし、現在の保育研究と保育教師の実践の実情を反映している内容と言えよう。

(2) 評価認証制度の実施

——保育施設・設備の質の向上に向けて
韓国では、公的な保育機関の役割を担っている幼稚園

と保育施設の多くが私立と民間である。しかし、これらの幼稚園や保育施設への公的資金の配分が少ないことが施設・設備、保育者の条件を不十分なままにしていることは、前に述べたとおりである。こうした実情を打開するために、政府は幼稚園に第三者評価を実施し、改善が進められている。

保育施設についても質的水準を上げるために、2003年から研究が始められ、2005年から評価認証のモデル事業が始められた。2007年度には評価認証制を進めるために32億ウォンの予算を計上した。さらに、前年に評価認証を受けた保育施設に対し、補助金を支給するために42億ウォンを計上している。また、2006年に評価認証を受けた施設の園長を含む保育教師を対象に、一人当たり50万ウォン以内の支援金を支給した。前述のように、「基本補助金の支援をもらう前提条件」として評価認証を受けなければならない。保育水準の改善と質の向上のために多額の財政支援を図っていることが分かる。ちなみに、2005年から2008年(第1期)の評価認証を受けた保育施設は、次の通りである。全国保育施設数(30,856カ所=2007年現在)のうち、評価認証に参加した施設数は17,086カ所(55.4%)で、評価認証を受けた施設数は8,220カ所(26.6%)、評価認証にまだ参加していない施設数は13,770(44.6%)カ所である。認証に参加した施設数はおよそ半数あり、認証を受けた施設数は全施設のおよそ4分の1に当たる。これら評価認証を受けた施設を設置者別で見ると、国公立保育施設は15.5%、法人保育施設が12.5%、職場保育施設は1.3%、家庭保育施設が33.4%、父母協同保育施設は0.1%、民間保育施設が37.2%となっている⁽¹⁷⁾。

評価認証指標(2005)は、21人未満の保育施設(5領域60項目)、21人以上の保育施設(7領域80項目)、乳児専門保育施設(6領域70項目)、障害児専門保育施設(7領域85項目)の4種類の施設用がある。ここでは、21人以上保育施設の指標を次頁に掲げる。

障害児専門保育施設の項目は、21人以上の施設と領域も下位領域も同じだが領域1保育環境が14項目、健康と栄養が14項目、下位項目で領域1保育環境の保育人材が7項目、領域5健康と栄養の給食と間食の項目が3項目、という違いがある。

評価認証制を導入したことにより、以前よりは確実に改善された多くの民間保育施設が登場していることは、「保育の質の向上」に寄与していると評価したい。とは

21人以上の保育施設（7領域80項目）

領域	下位領域
領域1 保育環境（10項目）	保育施設の環境（5項目） 保育活動資料（5項目）
領域2 運営・管理（13項目）	施設の運営・管理（7項目） 保育人材（6項目）
領域3 保育課程（15項目）	保育活動・計画と構成（7項目） 保育活動（8項目）
領域4 相互作用（11項目）	日常的養育（3項目） 教師の相互作用（8項目）
領域5 健康と栄養（13項目）	清潔と衛生（8項目） 疾病管理（3項目） 給食と間食（2項目）
領域6 安全（10項目）	室内外施設の安全（4項目） 乳幼児の安全保護（6項目）
領域7 家族および地域 社会との協力（8項目）	家族との協力（6項目） 地域社会との協調（2項目）

いえ、評価認証を受けた保育施設に訪問し、受ける前よりはかなり改善されていることを知ることができた。しかし、今後はさらなる「質の向上」を目指して、評価認証の指標の水準を上げることの必要性を考えさせられた。

評価認証の領域2に保育人材について項目があるが、2000年以降保育教師の国家資格もでき、保育者養成の改革も進められ、保育の質の向上に力が注がれていることを記しておきたい。

(3) 保育の質を追究する保育実践

—— 特色あるプログラム

韓国の幼稚園や保育施設では、幼稚園教育課程・標準保育課程を基礎にそれらを発展させる内容で、独自の保育実践を追求している園がある⁽¹⁸⁾。韓国では第二次世界大戦以降、欧米の先進的な保育に学び保育課程が編成されていた。たとえば、アメリカに学ぶプロジェクト法、イタリアのモンテッソーリ教育法、ドイツのシュタイナー教育などである。とくに、1980年代からモンテッソーリ教育法は幼稚園や保育施設に徐々に広がっていく。訪問した幼稚園や保育施設ではモンテッソーリ教育法をそのまま取り入れている園とそうとは謳っていないが、モンテッソーリ教具を保育に導入している幼稚園や保育施設がいくつもあった。

また、アメリカのプロジェクト法を取り入れ、コーナー保育をする幼稚園や保育施設も多くあった。例えば、韓

国の幼稚園教育課程を作成する際に、先導的試行がされる梨花女子大学校付属梨花幼稚園を見学した時も、またそのビデオフィルム（1990年後半に作製）でも、コーナー保育を中心としたプロジェクト法の様子を知ることができる。2007年幼稚園教育課程による『幼稚園活動の指導資料集最終（案）』（教育科学技術部、2008年）にプロジェクト法が取り入れられている。具体的にはプロジェクトをつくるため、「生活テーマ」として、1年間を大きく11期に分け、教育課程を編成している。内容を考えるために掲げると、「幼稚園と友だち」、「私と家族」、「私たちの町」、「動植物と自然」、「健康と安全」、「生活道具」、「交通機関」、「韓国」、「世界のいろいろな国」、「環境と生活」、「春・夏・秋・冬」、である。

1991年12月にアメリカのニュース・ウィークで紹介されてから、世界的に影響を与えたイタリアのレッジョ・エミリア市の教育プログラムは、韓国でも多様な方式で幼稚園や保育施設の保育課程に取り入れられている。そして、レッジョ・エミリア協会も設立され、日常的に研修・研究会が行われている。付言すれば、モンテッソーリ協会、シュタイナー関連協会なども設立され、保育の質を高めるための研究活動が進められている。

このような動きの中で、時代は遡るが1980年代に韓国の幼児教育が欧米の理論に偏重しているとの反省が学会関係でも出されるようになる。その結果、教育の本質論のなかに韓国的なアイデンティティーが貫かれる理論と実践が追求された。例えば、伝統文化プログラム、生態教育プログラム、多文化教育プログラム等があるが、これらは韓国独自の文化を基調とした保育内容の理論とそれに基づく実践を発展させた内容と言われている。

伝統文化プログラムは、幼稚園や保育施設で伝統あそびの継承・発展、童謡・民謡・器楽、伝統的な年間行事を保育課程に入れ、実践として展開している。全国各地の園で展開された実践の成果は、1998年に教育部から出された『幼児のための伝統文化の教育的活動の指導資料』に活かされている。幼稚園や保育施設を訪問すると多くの所で意図的に伝統的な家屋様式や家具・道具のミニチュアの展示により、伝統的な生活様式が伝えられている。また、伝統あそび・音楽が組まれた保育課程による保育活動に遭遇する。

生態幼児教育プログラムは、1995年に釜山大学校付属オリニジップが開設されると同時に林在澤釜山大学校

教授らが中心になり、理論と実践が追求されている。生態幼児教育の内容は、韓国のそれまでの主流であった欧米から学んだ「子ども中心の教育理論と実践」に疑義を唱えることから出発している。すなわち、生態幼児教育は、生命中心の教育課程 (life-centered curriculum) あるいは生態教育課程 (eco-centered curriculum) を編成し、生命共同体の思想、生態論的世界観の形成をねらい、「生命人、うきうきする子ども、弘益人間」を子ども像にしている。そして、霊性の教育、魂とこころと身体の教育、生き方の教育、関係教育、知る教育、感覚・感性の教育を挙げている。具体的な教育活動として、瞑想活動、身体あそび、指先あそび、散歩、外あそび、畑作り、老人・子どもの相互作用、生態美術、食育、歳時風俗などである。釜山大学校付属オリニジップを訪問した時には、身体あそびと瞑想活動および子どもたちが造っている畑の見学をした。生態幼児教育は、現在関係学会や現場で関心を呼び、いくつかの保育施設や幼稚園で実践されている。なかには2005年に見学した京畿道平澤市にある父母協同育児共同保育施設のように生態幼児教育に学び、畑づくり、ピオトープづくりをはじめ生態教育に関わる活動を保育に取り入れている園も出てきた。

多文化教育プログラムは、外国籍の子どもが増加したことから幼稚園や保育施設で取り組みが始められている。この内容は、それぞれ異なる人種、言語、文化を理解し、尊重することでできる人間形成をすることが目的である。この多文化教育を通して、多様性、平等性、協力、偏見を取り除くこと、アイデンティティーの形成が可能となる。換言すれば、それぞれ異なる文化を持つ生活を肯定し、多様な文化のなかで共同生活をし、意思疎通の出来る知識と技術、態度を形成するのである。具体的な内容については、山田千明氏が見学した様子を含めて述べているので、そちらを参照されたい。

韓国の特色あるプログラムとして、述べる必要があるのは、低所得層家庭の子どもが多くいる地域の園でのプログラムである。

大きく言って、それらには三つの取り組みがある。第一はソウル特別市と京畿道城南(ソナム)市の自治体の取り組み、第二は勤労福祉公団の取り組み、第三は三星(サムスン)福祉財団の取り組み、である。

韓国の保育の公共性を考える時、国民の間にある貧富の格差の問題を見過ごす訳にはいかない実態がある。金大中政権下ですでに低所得層への補助がされ、盧武鉉政

権になってからさらに各種の補助金が低所得者層への取り組みに拠出されている。保育施設の場合、保育料は等差制であり、5歳児の保育料・教育費は低所得者の子どもは無償となっている。低所得層の子どもが公的な保育を受けることにより「低所得層から脱出」させるという計画である。

ソウル特別市や城南市の自治体が行っている WE start (福祉 welfare と教育 education の統合) は、アメリカの Head start やイギリス、オーストラリアなどの取り組みに学び、社会福祉士が行う実生活の中での子どもに対する福祉と教育に関わる援助活動である。具体的には、家庭での子育ての脆弱さ、人間関係の崩壊、虐待等から来る子どもの育ちの未熟さを就学前に該当する子どもの家庭に出向いて行う援助活動である。城南市の聞き取り調査の時に健康福祉課に属する社会福祉士に同行し、該当する家庭での社会福祉士の援助活動を見せて貰った。それは絵本やおもちゃなどの文化財を使用し、「日常生活の知識、言語や技術を伝える」内容であった。この活動を通して、「貧困の再生産」を子どもの初期段階から防ぐというものである。この取り組みが自治体レベルで行われていることに注目をしたい。

第二の勤労福祉公団の保育施設では、ここに掲載した低所得層向けの事業と同じように低所得層の家庭の実態を把握し、子どもが社会で十分生活できるように保育課程を組んでいる。その一部を見ると、食育、健康な身体づくりを基底に豊かな生活体験と知的な活動を計画し、公的な保育の保障に寄与している。保育施設数は、2006年現在で21カ所、利用者数は3,241名で多くはないが、保育の基本的な考え方から見ると本来保育施設にある「福祉と教育の結合の視点」で保育が進められている点に意義がある。

京畿道安山市や仁川市の勤労福祉公団の保育施設を見学したが、国公立の保育施設の水準以上の施設・設備を備え、保育実践も「福祉と教育の結合」に相応しい実践が展開されていた。ちなみに、仁川市にある勤労福祉公団の保育施設は2007年に優良施設として仁川市から表彰を受けている。

第三の三星福祉財団の低所得層向けの保育事業について述べる。三星という大企業が設置する三星福祉財団の保育事業は、一般家庭の子どもを対象とした保育施設の運営とともに低所得層向けの保育支援事業がある。三星福祉財団の保育事業は都市部に53カ所のオリニジップ

を設立している。そのうち、18カ所が低所得層の密集地域に設置されている(2007年)。ここでは、三星福祉財団の低所得層向けのオリニジップの何カ所かを視察した内容、三星福祉財団製作の「三星福祉財団の包括的保育事業」(DVD)や劉愛烈氏の論文を参考にして簡単にまとめる。

低所得層のためのオリニジップは、他の三星オリニジップの保育事業と基本的には同じ内容で運営されている。その上で、低所得層ゆえに出てくる問題について、保育教師と社会福祉士の協力で解決している。社会福祉士は、子どもの日常生活を点検し、必要な改善を図っている。それとともに親の仕事や生活にも目を向け、仕事、家族、地域社会の問題にも解決に当たっている。福祉財団では、親の代で貧困(=低所得)を終了させ、子どもの世代には貧困状態を引き継がせないことを目指し、保育課程を作成し、実践を進めている。運営主体は大企業の付設福祉財団ではあるが、社会福祉士が保育施設に専門職として位置づけられた「福祉と教育の結合」の実践である。言い換えれば、この保育事業は、低所得層の子どもに公的な保育を受ける機会均等の保障の試みである。三星の低所得層向けの保育支援事業は、保育施設で親への各種支援もしていることが、子どもに公的な保育の保障の実質化につながり、意義深い。

勤労福祉公団と三星福祉財団は、豊かな財源を活かし低所得層の子どもに最善の利益を保障する保育の提供とその前提となる親の職業や生活援助をしていることに対して大きく評価したい。一方で、低所得層地域に立地している民間保育施設を見学したが、そこには社会福祉士の位置づけはなく、保育教師の甚大な努力で保育活動が行われていた。施設・設備も十分でなく、親への援助も十分とは言えず、「貧困の再生産」が繰り返されることを暗示していた。

低所得者層の多い地域の公的な保育事業を勘案するとき、国家が財源に責任を負う必要があることは児童福祉施設の位置づけから当然のことと言える。とはいえ、全体的に公的な保育を進める上で財源を勘案したとき、財源の適正な配分が難しい。その意味では、まずは実行可能な勤労福祉公団と三星福祉財団の低所得者層を対象にした保育施設の存在意味を評価し、両団体が運営する保育施設数を増やすことに期待したい。そして、両団体の「福祉と保育の結合」という保育事業の精神を広く韓国の幼稚園や保育施設に広げることがを願わずにはいられない。

い。と同時に、この問題はわが国でも同様の地域があることから、そこでの幼稚園と保育所の保育事業のあり方を学びたいものである。

結びにかえて

韓国では、2000年以降、保育関係者の多大な尽力により、保育の公共性と質の向上の点で大きく前進した。第一に、公共的な保育機関の指標として、幼稚園・保育施設数とその利用者数が飛躍的に増加したことが指摘できる。幼稚園・保育施設の就園率も上昇した。第二に、各種育児(幼児教育・保育)政策の策定、幼児教育法の制定および嬰幼兒保育法の改定、補助金制度と評価認証制の導入により、保育の公共性や質の向上の追求に拍車を掛けることができていた。これらのことが反映され、第三に、幼稚園や保育施設に特色のある保育課程のプログラムが創出され、保育の質の高い実践が展開されていることが、明らかになった。とはいえ、公的な財源の配分のしかたが個別に偏し、この点が公的な保育制度の確立を崩している要因といえよう。

わが国では、厚生労働省が2008年12月9日に「新たな保育の仕組み」を公表した。これは、わが国がこれまで築いてきた保育の公共性としての保育制度を根底から変えようとするものである。韓国の保育施設を公的な機関としてより向上させようとする時のアキレス腱になっていることが個別への補助金の配付である。「新たな保育の仕組み」は、わが国の保育制度を韓国のそれに近づけようとするものといえよう。私達は、韓国の良い点を学ぶと共に公的な保育機関を発展させる視座から勘案するとき、世界的に誇ることに出来るわが国の保育制度を後退させないことを強調したい。

註

- (1) 『いま、人間を育てる——こども時代の充実に向けて——』(第21回 OMEP 世界大会報告書) 第21回 OMEP 世界大会事務局, 1998年, 44頁-68頁。
- (2) OLE LANGSTED (1994) Looking at Quality from the Child's Perspective. PETER MOSS and ALAN PENCE (ed.) VALUING QUALITY in Early Childhood Services, Paul Chapman Publishing Ltd, 1994.
- (3) この点については、大宮勇雄『保育の質を高める』(ひとなる書房, 2006年)にも述べられている。
- (4) 年齢別に見る幼稚園と保育所の就園率は下記の通りである。

わが国の年齢別の幼稚園と保育所の就園率（2001年度）

区分	幼稚園	保育所	その他	該当年齢人口
3歳児	38万人(約32%)	41万人(約34%)	40万人(約34%)	119万人(100%)
4歳児	66万人(約55%)	44万人(約37%)	10万人(約8%)	120万人(100%)
5歳児	71万人(約60%)	43万人(約37%)	4万人(約3%)	118万人(100%)
合計	175万人(約49%)	128万人(約36%)	54万人(約15%)	357万人(100%)

備考：幼稚園は「学校基本調査報告書（平成13年度）」（文部科学省）
 保育所は「社会福祉施設等調査報告（平成13年度）」（厚生労働省）
 年齢別児童数を年齢別に換算。当該年齢人口については、小学校1学年児童数と出生数から推計。

- (5) 勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社，2007年。勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社，2008年。
- (6) 2006年度の統計では、指定管理者制度の導入で、設置者と運営者が異なる場合がでていたため、公立の所は公営、民間の所は民営となっている。
 ここでは、韓国との比較のため、数値的には今日の段階ではあまり違いがないことを勘案し、公立、民間にしたことを断っておきたい。
- (7) 例えば、大統領諮問機関「高齢化および未来社会委員会」の出した「未来の人力養成および女性の経済活動参加と拡大のための育児支援政策案」（2004年6月）のなかに幼稚園と保育施設の間にある深刻な葛藤の状況についてまとめている。
- (8) 「未来の人力養成および女性の経済活動参加と拡大のための育児支援政策案」の詳細については、勅使千鶴「少子化と子育ての社会的支援の現状」勅使編著『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社，2007年，202 - 206頁。
- (9) 勅使千鶴「少子化と子育ての社会的支援の現状」勅使編著『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社，2007年，207 - 209頁。
- (10) 李玉「韓国の育児政策の現状と『育児政策開発センター』の役割」日本福祉大学 COE 推進本部『日本福祉大学2007年度ワークショップ 保育・幼児教育および子育ての社会的支援の動向と役割』2007年9月，140頁。
- (11) 例えば、勤労福祉公団経営のオリニジップ，三星福祉財団経営のオリニジップ，ソウル市庁職場オリニジップ，プルン保育経営（ハナ銀行，大教 出版社 IBM，nhn インターネット事業 健康保険審査評価院，posco 鉄鋼 が共同出資した保育所運営会社）のオリニジップなどがあげられる。これらを視察し、共通して言えることは、どの設置者も保育の公共性を考え、さらに人生初期の乳幼児期の保育の大切さを熟知し、「保育の質」の維持、向上に必要な資金を投入していることである。
- (12) 張京姫「基本補助金制度の現状と課題」勅使編『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社，2008年，180 - 190頁。
- (13) 張京姫「基本補助金制度の現状と課題」前掲書，182頁。
- (14) 李玉「韓国の育児政策の現状と『育児政策開発センター』の役割」前掲(10)，144頁。
- (15) 韓国では漢字表記の場合「障害児」は「障碍児」として

いる。

- 幼稚園教育課程と標準保育課程の内容については、丹羽孝「幼稚園教育課程と標準保育課程」（勅使編『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社，2008年），勅使千鶴（まとめ）「シンポジウム 大韓民国の標準保育課程と幼稚園教育課程——作成過程での理論的・実践的検討内容と課題」（日本保育学会『保育学研究第46巻2号』2008年），趙芙卿「韓国の幼児教育と第7次幼稚園教育課程制定の意味」と柳熙貞「韓国の保育施設の保育課題と標準保育課程制定の意味」（『21世紀COE 日本福祉大学2007年度ワークショップ 保育・幼児教育および子育ての社会的支援の動向と役割』日本福祉大学 COE 推進本部2007年7月，などがある。
- (16) 趙芙卿「韓国の幼児教育と第7次幼稚園教育課程制定の意味」（前掲書32 - 34頁）。
 - (17) 韓国保育施設評価認証事務局ホームページ：
<https://www.kca21.or.kr/>
 (2009年2月7日)。評価認証制については、柳熙貞「保育施設評価認証制度の実情と課題」（勅使編『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』新読書社，2007年）を参照されたい。
 - (18) 特色あるプログラムについては、金英玉『保育の質と第三者評価について——日本と韓国の比較研究 韓国における幼児教育・保育の理論と実践』（科研費 丹羽孝名古屋市立大学教授代表 2009年），文美玉『21世紀COE プログラム 日本福祉大学2005年度国際ワークショップ 韓国の保育・幼児教育研究のあゆみと現在に学ぶ』2006年2月，山田千明「韓国」（池田充裕，山田千明編『アジアの就学前教育』明石書店，2006年），勅使編『韓国の保育・幼児教育と子育ての社会的支援』（新読書社，2007年）のなかの事例研究と劉愛烈「三星福祉財団保育事業の包括的サービス」（勅使編『韓国の保育・幼児教育と社会的支援の動向と課題』新読書社，2008年），などがある。

参考文献および資料

- 1) 村山祐一『「子育て支援後進国」からの脱却』新読書社，2008年。
- 2) 相馬直子「出発点の不平等と少子化のはざままで——子育ての社会化をめぐるジレンマ」泉千勢，一見真理子，汐見稔幸編著『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店，2008年。
- 3) 勅使千鶴編著『韓国の保育・幼児教育と社会的支援の動向と課題』新読書社，2008年。
- 4) 勅使千鶴（まとめ）「第8回国際交流委員会企画シンポジウム 大韓民国の標準保育課程と2007年改定幼稚園教育課程——作成過程での理論的・実践的検討内容と課題」日本保育学会編『保育学研究』第46巻第2号，平成20年。
- 5) 趙芙卿「韓国の幼稚園教育の課題と第七次幼稚園教育課程制定の意味」『21世紀COE プログラム 日本福祉大学2007年度ワークショップ 保育・幼児教育および子育ての社会的支援の動向と役割』日本福祉大学 COE 推進本部2007年9月。

- 6) 李玉「韓国の育児政策の現状と『育児政策開発センター』の役割」『21世紀 COE プログラム 日本福祉大学 2007 年度ワークショップ保育・幼児教育および子育ての社会的支援の動向と役割』日本福祉大学 COE 推進本部 2007 年 9 月.
- 7) 勅使千鶴編著『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社, 2007 年
- 8) 山田千明「韓国——主題活動による生活に根ざした就学前教育」池田充裕, 山田千明編著『アジアの就学前教育』明石書店, 2006 年.
- 9) 女性家族部『第一次(2006~2010)中長期保育計画(セサクプラン)(案)公聴会』2006 年.
- 10) 関係部署合同『低出産高齢社会基本計画(セロマジプラン)(試案)』2006 年 6 月.
- 11) ORGANIZATION for ECONOMIC CO-OPERATION and DEVELOPMENT (OECD), Starting Strong ; Early Childhood Education and Care, 2006.
- 12) 李玉(イ・オク)「児童・家族的な面からみた育児支援政策の課題——保育施設と幼稚園の実態比較を中心に——」『韓国育児支援学会学術大会創立記念論集 韓国における育児支援政策の課題と方向』, 韓国育児支援学会, 2005 年.
- 13) 鄭錦子「韓国の幼児教育法の制定の意義と背景」国際幼児教育学会編『国際幼児教育研究』11 号, 2005 年.
- 14) OECD, Starting Strong ; Early Childhood Education and Care, 2001.